

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30106	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	高齢者の活躍推進事業				
提案事項の具体的な内容	<p>介護報酬の中に新たに機能訓練の代わりに就労(生産活動)を行う形態の「就労型サービス」を設ける。          なお、要支援・要介護者の中で、就労(生産活動)を通じて状態改善や生きがいの維持に繋がることを見込める者を対象とし、事業所では日常生活の世話と就労(生産活動)を支援するものとする。施設基準や人員基準等は既存の通所介護事業所をベースとし、既存施設で事業所要件を満たした上で受け入れることを可能としたい。</p>				
政策課題とその解決策	<p>高齢化が進む中、要支援や要介護の状態になっても、ただ介助を受けるだけではなく、社会と関わりを持ち、地域に貢献したりすることを希望する高齢者が増加しており、いつまでも生きがいを持って生活していけるような仕組みづくりが求められている。</p> <p>本提案が実現することにより、そういった高齢者が地域や社会に貢献していく中で生きがいを感じ、より長く健康に暮らしていくことができるようになることに加え、状態が改善し自立となった際に、就労や社会参加が可能となり、自らでやれることが増えれば、再度の状態悪化に陥るリスクを低減することが期待される。</p> <p>本市は平成25年度から実施しているデイサービス改善インセンティブ事業により、他地域に比べ利用者の状態改善への意識が全体的に高く、また地域活動等に積極的に取り組んでいる事業所も多い。また通所介護利用者のうち、比較的状态が軽度な者(要支援1～要介護1)が全国平均よりも高く、就労(生産活動)等の新たな活動への参加への希望者や実際に実施可能な者も多いと考えられる。</p>				
国と地方の協議 1回目 見解	担当省庁の対応	F:各省が今後検討		担当省庁名	厚生労働省
	担当課名	老健局振興課・総務課(認知症室)			
	規制法令等	<p>指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第92条～第109条            指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表6</p>			
	規制等の趣旨	<p>○ 通所介護事業所等では、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行っている。</p>			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)            ○ご提案の就労(生産活動)については、現行制度下で通所介護事業所等において通所介護等の機能訓練の一環として、実施することが可能であると考えられるが、就労を含めた利用者のさらなる社会参加活動を推進していくためにどのような方策が可能か、現在実施している介護サービス事業における社会参加活動に関する調査研究の成果等も踏まえつつ、引き続き要望市町村と検討して参りたい。</p>			
実施時期			スケジュール		
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>就労を含めた高齢者の社会参加活動が介護保険制度の中で実現されるよう、まずは調査研究事業を実施し、高齢者の就労によってどのような成果が期待できるか等を明らかにしていきたい。</p>				
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
コメント	<p>厚生労働省より、現行制度下でも機能訓練の一環としてご提案のような生産活動の実施は可能であると考えられるが、就労を含めた利用者のさらなる社会参加活動を推進していくためにどのような方策が可能か、引き続き自治体と検討したい旨の見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30107	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	通所介護の送迎の柔軟化				
提案事項の具体的な内容	<p>居宅と事業所の間限定されている通所サービスの送迎を、自家輸送の範囲の中で、居宅以外の場所に送っていくことも可能とし、更に送迎減算の対象外とすること。</p> <p>なお、実施にあたっては以下の条件で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、通所介護事業者、ケアマネージャーで協議し、ケアプランに位置付けられていること</li> <li>・事業所側の都合ではなく、必ずケアプランに則ったサービス提供の一貫であること</li> <li>・食料品店・駅・病院・親族の家等、利用者のQOL向上に寄与すると考えられる場所であること</li> <li>・居宅以外を可能とするのは送り先についてのみであり、居宅発のルールは従来通りであること</li> </ul>				
政策課題とその解決策	<p>高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らしていくために、居住地域や親族との交流状況等に応じ、QOLの向上や生活利便性の向上を図っていくことが必要であるが、現行の制度に則り居宅まで送られた後には、改めて外出する高齢者が少なく、在宅に閉じこもりがちになってしまう。</p> <p>本提案の実現によって、例えば親族宅へ送っていくことで交流が増加する、スーパー等へ送っていくことで食生活の安定による栄養状態の向上が図られる、病院等へ送っていくことで身体状態が安定するなど、ケースによって様々な効果が期待できることに加え、高齢者自身が生活の中において自らの能力で出来ることを実感し、自らの能力を活用する動きに繋がることで、在宅生活の支援に寄与すると考えられる。</p>				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	厚生労働省
	担当課名	老健局振興課			
	規制法令等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表6注17 介護輸送に係る法的取扱いについて(平成18年9月国土交通省自動車交通局旅客課 厚生労働省老健局振興課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)2. 施設介護について			
	趣旨等の	○ 通所介護における送迎は、利用者の安全性に留意し、在宅生活が継続できるように支援する観点から、利用者の居宅と事業所との往復の送迎を行うことを報酬上評価しているところ。			
見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>○通所介護については、要介護状態になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すものである。</p> <p>○通所介護サービスの実施に際して、通所介護事業所と利用者宅間の送迎を利用者本人の負担とした場合には、サービスの利用に支障が生じる恐れが生じる場所、円滑なサービス利用の観点から、自宅と通所事業所間の送迎と通所事業所でのサービスの提供を介護報酬上一体的に評価しているものである。</p> <p>○一方、ご提案のように通所介護サービス利用後の利用者を自宅以外の場所へ送ることは、通所介護サービスの円滑な利用の観点から行われるものとは言えないものである。そのため、このような行為を介護報酬上評価することは困難である。</p>				
実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>現在、通所介護終了後に自宅以外の場所へ送ることは、介護報酬制度の趣旨等から困難であることは承知している。</p> <p>しかし、高齢者の生活や活動をより良くするため、柔軟な運用を求める声も多く、そういった声に応じていく方策について、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議させていただきたい。</p>				
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
コメント	<p>厚生労働省より、通所介護における介護報酬制度において、利用者の円滑なサービス利用の観点から自宅と事業所間の送迎と事業所でのサービス提供を一体的に評価しているところ、提案の内容をはそのような観点から行われるものとは言えないため、介護報酬上評価することは困難である旨の見解が示された。</p> <p>上記見解に対し、指定自治体は、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議をすることとしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30107	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	通所介護の送迎の柔軟化				
提案事項の具体的な内容	<p>居宅と事業所の間に限定されている通所サービスの送迎を、自家輸送の範囲の中で、居宅以外の場所に送っていくことも可能とし、更に送迎減算の対象外とすること。</p> <p>なお、実施にあたっては以下の条件で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、通所介護事業者、ケアマネージャーで協議し、ケアプランに位置付けられていること</li> <li>・事業所側の都合ではなく、必ずケアプランに則ったサービス提供の一貫であること</li> <li>・食料品店・駅・病院・親族の家等、利用者のQOL向上に寄与すると考えられる場所であること</li> <li>・居宅以外を可能とするのは送り先についてのみであり、居宅発のルールは従来通りであること</li> </ul>				
政策課題とその解決策	<p>高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らしていくために、居住地域や親族との交流状況等に応じ、QOLの向上や生活利便性の向上を図っていくことが必要であるが、現行の制度に則り居宅まで送られた後には、改めて外出する高齢者が少なく、在宅に閉じこもりがちになってしまう。</p> <p>本提案の実現によって、例えば親族宅へ送っていくことで交流が増加する、スーパー等へ送っていくことで食生活の安定による栄養状態の向上が図られる、病院等へ送っていくことで身体状態が安定するなど、ケースによって様々な効果が期待できることに加え、高齢者自身が生活の中において自らの能力で出来ることを実感し、自らの能力を活用する動きに繋がることで、在宅生活の支援に寄与すると考えられる。</p>				
国と地方の協議 1回目 見解	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	国土交通省
	担当課名	自動車局旅客課			
	規制法令等	道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(平成30年3月30日付け国自旅第338号)			
	規制等の趣旨	<p>道路運送法においては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、輸送の安全の確保、利用者保護観点から、原則として旅客自動車運送事業の許可を受ける必要がある。</p> <p>一方、デイサービス等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法上の規制の対象とならない。</p>			
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)			
	理由等	<p>厚生労働省の回答において、提案の輸送が送迎減算の対象となることが明らかなため、自家輸送としての検討は行わない。</p> <p>なお、個別の輸送について改めて相談があれば対応したい。</p>			
	実施時期	—	スケジュール	—	
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>現在、通所介護終了後に自宅以外の場所へ送ることは、介護報酬制度の趣旨等から困難であることは承知している。</p> <p>しかし、高齢者の生活や活動をより良くするため、柔軟な運用を求める声も多く、そういった声に応じていく方策について、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議させていただきたい。</p>				
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
コメント	<p>国土交通省より、提案の輸送が送迎減算の対象外となる場合は、道路運送法における許可又は登録を要しないことも考えられるが、厚生労働省の回答において送迎減算の対象となっているため、検討は行わない旨の見解が示された。</p> <p>上記見解に対し、指定自治体は、事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議をすることとしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30108	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区			
提案事項名	介護従事者の働き方改革の実現					
提案事項の具体的な内容	<p>地域支援事業を活用し、介護ロボットを事業所に貸与することで、高齢者の在宅支援体制を強化するとともに、介護従事者の負担軽減、ひいてはその先に介護職員の働き方改革へとつなげていく。</p> <p>また本事業により得られたデータ等は国へも報告し、介護ロボットを活用した介護従事者の支援施策への材料としても活用する。</p>					
政策課題とその解決策	<p>介護人材の不足は全国的な問題となっている。平成29年度版高齢社会白書(内閣府)によると、介護職員の数では平成12年から右肩上がりに増加し続けているものの、介護職の有効求人倍率(3.02倍)は全体の倍率(1.36倍)を大きく上回っている(平成28年度時点)。更に、岡山労働局管内における福祉関連職の有効求人倍率も3.38倍であり、全産業合計の1.81倍より高くなっている(平成30年1月時点)。このような状況下において、それぞれの介護職員に係る負担は増大しており、負担軽減による介護事業所の職員の働き方改革が必要とされている。</p> <p>本市は、平成25年度より、総合特区の特例(厚労B007)を活用し、地域支援事業の任意事業において介護保険対象外の福祉用具を要介護者に貸与する「介護機器貸与モデル事業」を実施してきた。この取組の成果として、新たな介護ロボットは、要介護者のみならず介助者の負担軽減にも効果が見られているところであり、介護ロボットが効果的に介護事業所へ導入されれば、介護従事者の負担軽減に寄与すると考えられる。</p> <p>しかし、ロボット導入のための単なる財政的支援では、一時的な導入は進むが、各事業所においてロボット受け入れのための技術的な研修、実際の利用者への試用、導入による効果検証が十分行われ、一連の日常的な介護サービス提供の流れに組み込まれていないと、事業者側が効果を感じられなかったり、使用を中断してしまうことが多く、事業者・開発者共に期待した効果が十分得られない。</p> <p>本提案の実現により、各事業所が十分な試用や検討を行った上でロボットの導入が可能となるため、継続的かつ効果的なロボットの活用が見込まれる。またこれにより介護従事者の負担軽減や在宅高齢者の支援体制の強化が期待される。</p> <p>更に、どのような介護ロボットがどのような効果を示し、どのように介護サービスの提供体制が改善していくかのデータを収集することで、今後の介護事業所への支援施策をより効果的に実施していくことも可能となる。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	厚生労働省	担当課名	老健局高齢者支援課
	規制法令等	・「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発0609001号)				
	趣旨等の	○地域支援事業は、地域医療介護総合確保基金等、活用可能な新たな事業が拡大したこと等を背景として平成26年度に見直しを行い、基金などの他の事業で実施すべきもの等については任意事業の対象外としている。				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>○貴市の提案内容に関連する事業として、以下の①から③が考えられるので参考とされたい。</p> <p><b>①介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業(厚生労働省)</b></p> <p>・介護施設等が介護ロボットをモデル的に導入し、効果的な活用方法を構築</p> <p><b>②介護ロボット等の試用貸出事業(厚生労働省)</b></p> <p>・研修会での活用や導入を前提とした機器の試用貸出</p> <p><b>③地域医療介護総合確保基金「多様な人材層に対するキャリアアップ研修支援事業」(都道府県)</b></p> <p>・介護人材確保・育成に資する研修事業であることを前提に、賃貸借契約により委託事業者が介護ロボットを導入し、希望があった介護サービス事業所に対して機器を貸与するとともに、活用現場の視察・見学の受け入れ、講習会等を開催するといった取組事例(北海道)がある。基金の活用については、県と相談されたい。</p> <p>○なお、地域支援事業の任意事業については、地域医療介護総合確保基金等、活用可能な新たな事業が拡大したこと等を背景として平成26年度に見直しを行い、基金などの他の事業で実施すべきもの等については任意事業の対象外としていることから、基金事業等、既存の事業の活用を検討されたい。</p>				
実施時期		スケジュール				
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない			
理由等	提案内容の実現に向けて、地域医療介護総合確保基金を活用出来るよう県と協議を行う。今後、当該基金での実現が難しい場合等は、改めて相談させていただきたい。					
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの					
コメント	厚生労働省より、地域支援事業の任意事業において、基金などの他の事業で実施すべきもの等については任意事業の対象外としているため提案を受け入れるのは難しいが、代替措置として既存の事業の活用を検討されたい旨の見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。 厚生労働省は、今後指定自治体から相談があった際には適切に応じられたい。					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30109	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区			
提案事項名	認知症情報共有事業					
提案事項の具体的な内容	認知機能検査の結果を、警察と自治体で共有することで、認知症者の早期発見・早期介入を推進する。具体的には、「認知機能検査の実施要領について(平成28年9月30日警察庁丁運発第141号)」に自治体との連携を事業目的の一つとして追加し、これによって定められている認知機能検査用紙に、必要に応じた自治体への情報提供を示す(又は本人が同意の有無を表明する欄を設ける)ことにより、自治体への情報提供を可能とする。					
政策課題とその解決策	<p>本市の認知症者は2万人を超えて更に増加を続けており、潜在的には2.7万人、MCIの人を含めると5.1万人と更に多くの数がいることが予想されている。本市は、「岡山市における認知症施策の指針」(平成26年4月)により、「認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会をめざす」としており、認知症となった者のみならず、その家族や地域等も含めて、一体的な見守り体制を構築していくことを目標としている。そのためにも、認知症でありながら必要な支援を受けられていない者に対し、早期に発見・介入し、認知症の進行を遅らせたり、適切な環境を整えたりすることが必要となってくる。</p> <p>本提案により、認知症の者、特に受診拒否など受診に結びつかない者を、より早期に適切な認知症の医療・介護サービス等へつなげるとともに、初期段階での効果的な支援実施ができる。</p> <p>またそれに加え、免許を保有しながら認知症の恐れがある高齢者に関し、警察から自治体に照会を受け、それに回答していくことで、警察も認知症ドライバーによる交通事故を未然に防ぐことができるなど、福祉行政・警察行政が共に連携し、地域一体となって認知症の者に対する支援体制を構築していきたいと考えている。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	警察庁	担当課名	交通局運転免許課
	規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の個人情報保護条例</li> <li>認知機能検査の実施要領について(平成28年9月30日警察庁丁運発第141号)</li> </ul>				
	趣旨等の	検査の結果は、受検者の認知機能の状況を示すものであり、受検者の重要な個人情報であることから、当該情報の利用及び提供には制限があり、また、その取扱いは十分に注意しなければならない。				
	担当省庁の見解	<p>認知機能検査は、運転に必要な記憶力・判断力の低下が原因の一つとみられる出会い頭の事故や一時不停止による事故等の割合が高くなっていることを背景として、高齢運転者に自己の記憶力・判断力の状態を自覚してもらい、認知機能の状況を踏まえて分類された高齢者講習を受講することにより、安全運転の継続を支援すること等を目的として、平成21年6月に施行された改正道路交通法により導入された制度である。</p> <p>したがって、御提案にあるような認知症ケアを前提とした「自治体との連携」を、「認知機能検査の実施要領について(平成28年9月30日警察庁丁運発第141号)」に目的の一つとして加えることは困難である。</p> <p>しかしながら、本人の同意を得ていただければ、認知機能検査の結果を提供することは可能である。また、都道府県警察では、認知機能検査で第一分類と判定された者に対して、臨時適性検査の通知又は医師の診断書の提出命令を送付していることから、これらの送付に合わせて、自治体から提供を受けた情報提供に関する書類を同封するといった措置を取ることは、当該事務を行う都道府県警察との協議により可能と考えられる。</p>				
	実施時期	—	スケジュール	—		
	指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	<p>まずはご提案いただいた通り、都道府県警察と協議の上、認知機能検査で第一分類と判定された者に対し、情報提供に関する書類を同封していただくことで、認知症の恐れがある高齢者が早期に適切な支援を受けられるよう促していきたい。</p> <p>今後は、成果等を確認し、例えば第二分類の者にまで情報提供の範囲を広げるなど、必要に応じてまたご相談させていただきたい。</p>				
	内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
	コメント	<p>警察庁より、認知機能検査の制度の目的から、指定自治体の提案を受け入れることは困難であるが、代替措置として、認知機能検査で第一分類と判定された者に対し都道府県警察より送付する通知等に、指定自治体で作成した情報提供に関する書類を同封するという措置を取ることは、都道府県警察との協議により可能である旨の見解が示され、指定自治体は了解したため、協議を終了する。</p> <p>警察庁は、今後指定自治体から相談があった際には適切に応じられたい。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30110	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区			
提案事項名	訪問介護インセンティブ事業					
提案事項の具体的な内容	<p>【1】生活機能向上連携加算の取得要件を緩和し、リハビリ専門職の所属先を特定の機関に限定しないこと。</p> <p>【2】リハビリ専門職の訪問介護への派遣に係る費用や、派遣による効果の測定、派遣による利用者の状態改善に関する分析、及び事業所の表彰等を実施する費用に対し、地域支援事業の活用を可能とすること。</p>					
政策課題とその解決策	<p>高齢者の在宅生活維持のため、本市ではデイサービス改善インセンティブ事業により一定の効果が見えてきたところであるが、高齢者が自宅に戻ると、自らで家事を行えない等により、再び状態が悪化するケースが多い。また訪問介護のサービス提供が、必要以上に多くなると、利用者が自ら出来る能力が逆に失われてしまう危険性もある。</p> <p>こういった状況を改善するため、リハビリ専門職の視点を活用し、高齢者が自ら在宅で生活していく能力を出来る限り損なわず維持していけるよう、訪問介護に積極的なリハビリ専門職との連携を促さなければいけない。</p> <p>本提案の実現により、リハビリ専門職との連携のハードルが下がると同時に、単なる連携のみに留めず、それによる成果を測定し、成果を出した事業所を表彰していくことで、より科学的根拠に則った介護を提供する事業所の取組を強く後押しできる。</p>					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	【1】 E:対応しない 【2】 D:現行法令で対応可能	担当省庁名	厚生労働省	担当課名	老健局老人保健課・振興課
	規制法令等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表第1ホ「生活機能向上連携加算」地域支援事業の実施について				
	趣旨等の	自立支援・重度化防止に資する観点から、外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師等との連携を強化することを評価するため、生活機能向上連携加算を設けている。				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>【1】自立支援・重度化防止に資する観点から、外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師等との連携を強化することを評価するため、生活機能向上連携加算をもうけているところ、平成30年度介護報酬改定において、訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護に対し、新たに評価することとしたところであり、来年度以降、これらの改定内容の検証を行っていくこととしており、現時点で要件緩和を行うことは困難。</p> <p>【2】「リハビリ専門職の訪問介護への派遣に係る費用」について、地域支援事業の一般介護予防事業では、地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による支援を行うことが可能である。「派遣による効果の測定、派遣による利用者の状態改善に関する分析、及び事業所の表彰等を実施する費用」について、地域支援事業の一般介護予防事業では、介護予防の知識向上などの普及啓発等が実施可能であるため、地域支援事業実施要綱の範囲内で実施してはどうか。</p>				
	実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない			
理由等	<p>【1】今後の改定内容の検証によって判断されるとのことなので、検証結果を待ちたい。</p> <p>【2】地域支援事業の中で実施可能な内容について、これを活用して事業を実施していきたい。実施要綱の範囲や考え方等、事業実施に向けた不明点等については、また別途相談させていただきたい。</p>					
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの					
コメント	厚生労働省より、【1】については、平成30年度介護報酬改定における改定内容の検証を行っていくこととしており、現時点での要件緩和は困難であるが、【2】については、地域支援事業実施要綱の範囲内での実施が可能である旨の見解が示され、いずれについても自治体は了解しているため、協議を終了する。					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30111	特区名	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区		
提案事項名	通所介護サービスにおける質の評価の拡充				
提案事項の具体的な内容	<p>利用者のアウトカムを評価するADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)に加え、ADL維持等加算(Ⅲ)を創設し、より質の高いサービスを提供するための体制(介護職員のうち介護福祉士の常勤換算人数、機能訓練指導員の常勤換算人数)や取組内容(介護技術向上のための研修参加、利用者に対し書面等にて自宅での訓練を指示することなど)に一定の評価項目を設定し、その項目を達成した場合は更に高い加算を付与するなど、状態像の維持改善という結果のみならず、そこに至るサービス提供体制(ストラクチャー)や、サービス提供内容(プロセス)にも着目した加算とすること。</p>				
政策課題とその解決策	<p>高齢者が介護が必要になっても在宅生活を維持していくためには、在宅介護サービスによる状態像の維持改善に向けた取組が必須であるが、現行の介護保険制度においては要介護度を改善させると報酬が減る仕組みとなっており、積極的に改善させようとするインセンティブが働きにくい。</p> <p>本市では平成25年度より、デイサービス改善インセンティブ事業を実施し、市内の事業所と要介護者の状態像改善に向けて意識を統一して取り組んできた。その結果、認知症高齢者の受け入れ人数や介護福祉士の人数、機能訓練指導員の人数といったストラクチャー、研修への参加や医療機関との積極的連携といったプロセスの目標達成に向けて取り組んでいる事業所の方が、これらに取り組んでいない事業所に比べ、より改善効果が出ていることが確認された。</p> <p>本提案の実現により、介護福祉士や機能訓練指導員等の専門職の体制や、研修への参加、利用者に対し自宅での訓練等を指示していることなど、ストラクチャー・プロセスを評価する加算が介護報酬に導入される。アウトカムだけでなく、プロセスも重視した加算となるため、事業所の状態像維持改善に向けた取組が更に後押しされ、利用者のQOL向上や介護給付費の削減に繋がっていくものと推察される。</p>				
国と地方の協議 1 回目	担当省庁の対応	F:各省が今後検討		担当省庁名	厚生労働省
	担当課名	老健局振興課・老人保健課			
	規制法令等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表6注11			
	規制等の趣旨	<p>○ 要介護者の状態像の改善に向けた取組を評価する観点から、通所介護においては、中重度者ケア体制加算(ストラクチャー評価)や個別機能訓練加算(プロセス評価)などを設けているほか、平成30年度介護報酬改定により、生活機能向上連携加算(プロセス評価)やADL維持等加算(アウトカム評価)などを新たに設けている。</p>			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>○ 要介護者の状態像の改善に向けた取組を評価するため、従前から中重度者ケア体制加算(ストラクチャー評価)や個別機能訓練加算(プロセス評価)を設けているところであるが、平成30年度介護報酬改定において、外部のリハビリ専門職と連携して機能訓練を行うことを評価する生活機能向上連携加算(プロセス評価)や、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の状況の評価するADL維持等加算(アウトカム評価)などを新たに設けたところであり、来年度以降、これらの改定内容の検証を行っていくこととしている。</p> <p>○ 今後の対応として、例えば、その検証のプロセスに関わっていただく等の対応が考えられることから、引き続き要望市町村と検討してまいりたい。</p>			
実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>今後の改定内容の検証によって判断されるとのことなので、検証結果を待ちたい。</p> <p>また、本市が検証プロセスの中で関与していく可能性について、どのような形式が考えられるか、別途ご相談させていただきたい。</p>				
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
コメント	<p>厚生労働省より、平成30年度の介護報酬改定において、新たな評価指標を設けたところであり、今後これらの改定内容の検証を行っていく中で、その検証プロセスに自治体に関わっていただく等の対応が考えられることから、引き続き自治体と検討していきたい旨の見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。</p> <p>厚生労働省は、自治体がこれまでの事業成果を生かして検証プロセスに関与できるよう、引き続き自治体と協議を行うこと。</p>				